

## 令和3年度地方都市等におけるまちづくり事例調査業務（当初業務）

### 特記仕様書

#### 1. 業務目的

機構は、第四期中期計画（令和元年度から令和5年度まで）において「地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生」及び「防災性向上による安全・安心なまちづくり」を位置づけ、地方都市におけるまちづくり支援に取り組んでいるところである。

まちづくり支援の相談を受ける地方公共団体（以下、「地公体」という。）は、人口50万人以上から1万人前後までと幅広く、また相談内容も多岐にわたり、相談対応の初期段階では先進事例や類似事例（活用した補助助成制度等を含む。）の提供を求められる状況にある。

このため、本業務では地方都市等において、「地域経済の活性化」、「コンパクトシティの実現」、「防災性向上」の3つの視点（以下「3つの視点」という。）における先進事例等（以下「事例等」という。）を幅広く収集し、体系的な整理を行う。

あわせて、令和3年〇月〇日付で締結した「調査業務における協定一括型入札方式に関する協定書」第2条第1項二号で定めた契約予定業務として実施する事例の効果検証等と一体となって、機構の地方都市におけるまちづくり支援の質の向上に資することを目的とする。

#### 2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月15日まで

#### 3. 業務内容

##### （1）地方都市等における事例の収集など

- 3つの視点から、【別表】今回の調査業務における地方都市等の対象とする地公体における事例を収集し、その事例における評価指標等（KPIなど）もあわせて調査する。
- 収集する事例は概ね500～1,000件程度を想定する。
- 国土交通省や内閣府などの国の政策・施策を実現するもの・したものを基本とし、あわせて補助金などの資金フレームの確認の容易さなどを考慮して事例を収集する。

##### （2）事例の体系的な整理

- 3つの視点やその効果、手法等に応じて、発注者の指示するカテゴリで事例等の体系的な整理を行う。

#### 4. 成果品

- 1) 報告書：A4サイズ、3部
- 2) 報告書、その他資料の電子データ

なお、成果品はグリーン購入法に基づき作成すること。

#### 5. その他

- 1) 業務の履行上必要な情報収集方法等については、事前に機構指示者と協議し、また、業務の履行

上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- 2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、その都度、機構指示者と協議すること。
- 3) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
  - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

今回の調査業務における地方都市等の対象とする地公体

令和3年4月1日時点

	ブロック				
	北海道・東北	関東・ 甲信越・北陸	東海・近畿	中国・四国	九州・沖縄
対象とする都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
対象とする地公体	406 地公体	469 地公体	348 地公体	202 地公体	274 地公体
うち、人口 20 万人以上の地公体 ・ 県庁所在地 ・ 政令指定都市 ・ 中核市 等	12 地公体	36 地公体 ※ 1	25 地公体 ※ 2	13 地公体	9 地公体 ※ 3
うち、人口 10～20 万人の地公体	14 地公体	58 地公体	44 地公体	14 地公体	15 地公体
うち、人口 10 万人未満の地公体	380 地公体	375 地公体	279 地公体	175 地公体	248 地公体

※ 1 関東甲信越においては、東京 23 区・武蔵野市・三鷹市・立川市・横浜市・川崎市・さいたま市・川口市・千葉市・船橋市を除く。

※ 2 中部・近畿においては、大阪市・堺市・守口市・東大阪市・神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・京都市・名古屋市を除く。

※ 3 九州・沖縄においては、福岡市、北九州市を除く。

# 令和4年度地方都市等におけるまちづくり事例の効果検証等調査業務（契約予定業務）

## 特記仕様書

### 1. 業務目的

機構は、第四期中期計画（令和元年度から令和5年度まで）において「地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生」及び「防災性向上による安全・安心なまちづくり」を位置づけ、地方都市におけるまちづくり支援に取り組んでいるところである。

まちづくり支援の相談を受ける地方公共団体（以下、「地公体」という。）は、人口50万人以上から1万人前後までと幅広く、また相談内容も多岐にわたり、相談対応の初期段階では先進事例や類似事例（活用した補助助成制度等を含む。）の提供を求められる状況にある。

このため、令和3年〇月〇日付で締結した「調査業務における協定一括型入札方式に関する協定書」第2条第1項一号で定めた当初業務として実施した事例調査等の成果を踏まえて、それらの効果・評価を検証する。

あわせて、収集した事例等に、主体や手法、資金調達などの事業内容によるキーワードを付し、地公体支援に活用できるデータベースの作成等を行い、機構の地方都市におけるまちづくり支援の質の向上に資することを目的とする。

### 2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月15日まで

### 3. 業務内容

#### （1）地方都市等における優良とされている事例の効果検証

- 当初業務において収集した事例等のうち、優良とされている事例（以下「優良事例」という。）について効果・評価を定量的に検証する。
- 効果検証を行う優良事例は概ね50～100件程度を想定する。
- また、基礎データとして、47都道府県の県庁所在地において、県庁舎と市庁舎の規模や築年数及び相互の位置関係などの整理を行う。

#### （2）優良事例における詳細調査・分析など

- 優良事例のうち、機構のまちづくり支援業務との関係性を勘案して発注者が抽出した事例（以下「抽出事例」という。）について、概要（実施主体や手法、資金調達方法等）や成功ポイント、工夫された点等について関係者へのヒアリング等を実施する。
- 抽出事例は概ね10～30件程度を想定する。

#### （3）当初業務において収集した事例等のデータベースの作成

- 収集した事例等の概要などをキーワード化し、UR職員が、索引容易なデータベースを作成する。
- データベースは事例の追加や修正、閲覧、編集等が、UR職員にて可能なものとし、word、excel、power point で作成することを基本とする。

#### 4. 成果品

- 1) 報告書：A4サイズ、3部
- 2) 報告書、その他資料の電子データ

なお、成果品はグリーン購入法に基づき作成すること。

#### 5. その他

- 1) 業務の履行上必要な情報収集方法等については、事前に機構指示者と協議し、また、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、その都度、機構指示者と協議すること。
- 3) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
  - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上